報告第２号

市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて

次の事項について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和８年５月２９日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

専決第４号　田川市市税条例の一部改正について

（令和８年３月３１日専決）

理　由

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）が令和８年４月１日から施行されることに伴い、早急に田川市市税条例（昭和２６年条例第４９号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

田川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月３１日

田川市長　　村　上　卓　哉

田川市条例第１０号

田川市市税条例の一部を改正する条例

田川市市税条例（昭和２６年条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条の見出し中「納付し、」を「納付し」に改め、同条中「、第８１条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の６第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第８１条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８１条第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条の２の見出し中「の環境性能割及び種別割」を削り、同条第１項を削り、同条第２項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条とする。

第８１条の３から第８１条の８までを削る。

第８１条の９（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第８１条の３とする。

第８２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８３条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８５条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「施行規則第３３号の４の２様式」を「施行規則第３３号の４様式」に改める。

第８８条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第８９条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９０条の見出し並びに同条第１項、第２項、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第９１条第２項中「第８０条第３項ただし書」を「第８０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第７条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第７条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とする。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２１項」を「附則第１５条第２０項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２２項第１号」を「附則第１５条第２１項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２２項第２号」を「附則第１５条第２１項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２２項第３号」を「附則第１５条第２１項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号イ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に、「３分の

２」を「２分の１」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に、「７分の６」を「５分の３」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２５項第３号イ」を「附則第１５条第２４項第３号イ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２５項第３号ロ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に、「４分の３」を「３分の２」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２５項第３号ハ」を「附則第１５条第２４項第４号」に改め、同条第１８項から第２０項までを削り、同条第２１項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２３項中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２４項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４０項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条中第２７項を第２４項とし、第２８項を第２５項とし、同条に次の１項を加える。

２６　法附則第１５条の１１第１項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の１とする。

附則第１０条の３第７項中「附則第１２条第１６項」を「附則第１２条第１７項」に改め、同条第８項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第９項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第１０項第５号及び第１２項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１５項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第１６項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４

条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第３号を次のように改める。

⑶　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第１０条の４第１項第１号中「附則第１２条の４第１項第３号」を「附則第１２条の３第１項第３号」に改め、同条第３項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項」を「特定被災共用土地納税義務者（第４号」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第１０条の５　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係

⑵　法附則第１６条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に令和５年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

２　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和８年度分及び令和９年度分の固定資産税については、第７４

条の規定は適用しない。

３　法附則第１６条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

⑶　特定被災共用土地に係る法附則第１６条の３第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

⑸　法附則第１６条の３第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

４　法附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第１５条の２から第１５条の６までを削る。

附則第１６条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１６条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１６条の３第３項第２号、第１６条の４第３項第２号及び第１７条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める。

附則第１８条第５項第２号、第１９条第２項第２号、第２０条第２項第２号、附則第２０条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第２０条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の田川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（田川市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　田川市市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。